



# 三重県公報

令和6年5月10日 (金)

第 513 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
43	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	( 福 利 厚 生 課 )	2
<b>告 示</b>			
352	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	( 福 利 厚 生 課 )	2
353	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示	( 同 )	3
354	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	4
355	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	( 同 )	5
356	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	5
357	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	5
358	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	6
359	都市計画の変更及びその図書の縦覧	( 都 市 政 策 課 )	6
<b>公 告</b>			
	令和6年度登録販売者試験の実施	( 薬 務 課 )	7
	家畜人工授精師免許証の交付	( 畜 産 課 )	8
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	8
	同件	( 同 )	8
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	9
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	9
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 水 産 研 究 所 )	10
	同件	( 教 育 委 員 会 )	13
	落札者を決定した旨	( 同 )	15
	同件	( 同 )	16
	同件	( 同 )	16
<b>正 誤</b>			
	令和6年3月29日付け三重県公報号外	( 税 務 企 画 課 )	16

**規 則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年五月十日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県規則第四十三号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三重県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(休業補償を行わない場合)</p> <p>第七条の二 <u>条例第八条ただし書の規則で定める場合</u>は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合</u>又は<u>同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u></p>	<p style="text-align: center;">(休業補償を行わない場合)</p> <p>第七条の二 <u>条例第八条ただし書きの規則で定める場合</u>は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、<u>同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合</u>、<u>同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u>又は<u>売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第 352 号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項の年金たる補償に係る補償基礎額及び第 5 条の 3 第 1 項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。</p>

年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,263円	13,442円	20歳未満	5,166円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円	20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円	25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円	30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円	35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円	40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円	45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円	50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円	55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円	60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円	65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	4,060円	13,442円	70歳以上	3,980円	13,207円

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用する。

三重県告示第 353 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三重県条例第43号）第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年5月10日

三重県知事 一見勝之

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額の一部を改正する告示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額（平成11年三重県告示第261号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定による知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が177,950円を超えるときは、 <u>177,950円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が172,550円を超えるときは、 <u>172,550円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出	月額81,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出	月額77,890円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する

	して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290 円</u> 以下であるときに限る。)	費用として支出された額)		して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>77,890 円</u> 以下であるときに限る。)	費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>88,980 円</u> を超えるときは、 <u>88,980 円</u> )	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>86,280 円</u> を超えるときは、 <u>86,280 円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600 円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>40,600 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900 円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>38,900 円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

三重県告示第 354 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和6年5月10日

三重県知事 一見勝之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
長島中央病院	桑名市長島町福吉 271 番地	土井 梨枝	肢体不自由 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
三重中央医療センター	津市久居明神町 2158 番地 5	大内 智洋	平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地 53	佐羽 勇輝	視覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 ぼうこう・直腸機能障害
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	金森 泰光	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	西垣 明哲	音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	伊藤 有平	肢体不自由

名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	田中 康平	視覚障害
--------	----------------------	-------	------

三重県告示第 355 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
富田浜病院	四日市市富田浜町 26 番 14 号	河野 稔彦
岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	川口 晃平
いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	森 裕介
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257 番地	伊藤 圭一
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257 番地	森 将之

三重県告示第 356 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	三重県鈴鹿市地子町 1268 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
細野 竜生	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023639
宮村 憲史	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023640

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
伊藤 浩明	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2413069
金丸 元樹	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416074

三重県告示第 357 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字御在所ヶ嶽一之谷 8503 番 12 地先から 三重郡菰野町大字菰野字御在所ヶ嶽一之谷 8503 番 13 地先まで	旧	15.4～22.8	115.2
	新	22.0～29.2	115.2

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 勢和兄国松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡多気町楸形字上峠 410 番 2 地先から 多気郡多気町楸形字下峠 723 番 1 地先まで	旧	7.3~11.8	118.5
	旧新	13.3~21.7	120.1

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町野原字毛谷 2945 番 2 地先から 度会郡大紀町野原字毛谷 3947 番地先まで	旧	5.9~8.5	72.0
	新	7.7~11.9	72.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先から 伊賀市種生字番田 2516 番 1 地先まで	旧	39.2~41.8	15.7
	新	41.8~43.8	15.7

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名張青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先内	旧	39.2~41.8	15.7
	新	41.8~43.8	15.7

三重県告示第 358 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 6 年 5 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 南濃北勢線	いなべ市北勢町阿下喜字舞野 3896 番 1 地先から いなべ市北勢町阿下喜字舞野 2212 番 1 地先まで	令和 6 年 5 月 17 日
県道 佐原勢和松阪線	多気郡多気町車川字熊ノ坂 71 番 1 地先から 多気郡多気町車川字熊ノ坂 65 番 1 地先まで	令和 6 年 5 月 10 日
県道 青山美杉線	伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先から 伊賀市種生字番田 2516 番 1 地先まで	令和 6 年 5 月 10 日
県道 名張青山線	名張市滝之原字中山 3798 番 1 地先から 名張市滝之原字坂ノ脇 3553 番 6 地先まで	令和 6 年 5 月 13 日
県道 名張青山線	伊賀市種生字番田 2518 番 1 地先内	令和 6 年 5 月 10 日

三重県告示第 359 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年5月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画道路  
3・4・2号大垣桑名線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

公 告
-----

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による令和6年度三重県登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和6年5月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 試験日時  
令和6年9月4日（水） 午後0時30分から午後2時30分まで  
午後3時30分から午後5時30分まで
- 2 試験会場  
津市産業・スポーツセンター（メッセウイング・みえ）  
津市北河路町19-1  
※ 試験会場に関するお問い合わせについては薬務課薬事班（059-224-2330）へお願いします。
- 3 試験内容
  - (1) 試験は多肢択一式による出題でマークシート方式
  - (2) 試験項目と問題数

前半（午後0時30分から午後2時30分まで）	
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
主な医薬品とその作用	40問
後半（午後3時30分から午後5時30分まで）	
人体の働きと医薬品	20問
薬事関係法規・制度	20問
医薬品の適正使用・安全対策	20問
- 4 受験手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 登録販売者試験受験申請書1部
    - イ 写真1枚（申込前6月以内に写した無帽、正面、上半身像のものであって、縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
  - (2) 受験申請書の提出先  
県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）
  - (3) 受験申請書の受付期間  
令和6年6月10日（月）から同月21日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします（ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。）。  
なお、郵送の場合は、令和6年6月21日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。
  - (4) 受験手数料  
15,000円の三重県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。  
なお、受験申請書提出後は返還しません。
- 5 合格発表

令和6年10月18日(金)午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所(四日市市保健所を含みます。)に掲示します。

また、当日中に三重県ホームページ(<https://www.pref.mie.lg.jp/>)にも掲載します。

なお、電話・メールによる照会には応じませんが、受験者全員に合格者受験番号一覧を郵送します。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第18条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

令和6年5月10日

三重県知事 一 見 勝 之

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
山本 みづき	973	令和6年4月8日	牛

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年5月10日

三重県知事 一 見 勝 之

西桑名土地改良区(桑名市大字西汰上320番地)

退任理事

桑名市大字西汰上320番地	加藤昌則
〃 〃 294番地	梶原宏次
〃 〃 306番地	諏訪年男
〃 大字東汰上213番地	伊藤好勝
〃 大字北別所321番地	伊藤和彦
〃 大字東方2218-73番地	佐藤彌守
〃 高塚町一丁目72番地1	多賀守

退任監事

桑名市大字北別所249番地	伊藤千秋
〃 大字蛸塚新田799番地	松田章
〃 大字西汰上313番地	伊藤松文
〃 大字東金井551-1番地	山家康弘

就任理事

桑名市大字西汰上320番地	加藤昌則
〃 〃 306番地	諏訪年男
〃 大字北別所321番地	伊藤和彦
〃 大字東汰上213番地	伊藤好勝
〃 高塚町一丁目72番地1	多賀守
〃 大字東方2218-73番地	佐藤彌守
〃 大字蛸塚新田1052番地	松田正美

就任監事

桑名市大字蛸塚新田824番地	矢野伸夫
〃 大字西汰上120番地1	加藤敏文
〃 青葉町2丁目8番地	水谷尚澄
〃 大字東金井551-1番地	山家康弘

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年5月10日

三重県知事 一 見 勝 之

長島町土地改良区(桑名市長島町松ヶ島38番地)

退任理事



桑名市長島町下坂手 58 番地  
 " " 新所 285 番地  
 " " 小島 266 番地  
 " " 高座 87 番地  
 " " 殿名 1003 番地  
 " " 平方 480 番地  
 " " 西外面 53 番地  
 " " 松ヶ島 236 番地  
 " " 鎌ヶ地 38 番地 1  
 " " 赤地 37 番地  
 " " 福吉 6 番地  
 " " 横満蔵 295 番地  
 " " 松蔭 1025 番地  
 " " " 56 番地

伊藤 忠 弘  
 服部 義 和  
 服部 厚 生  
 小澤 宣 夫  
 伊藤 孝 雄  
 伊藤 修  
 金森 廣 巳  
 丹羽 秀 幸  
 花井 了 一  
 伊藤 茂 樹  
 佐野 隆 一  
 伊藤 光 廣  
 鈴木 十志彦  
 石垣 孝 史

退任監事

桑名市長島町出口 312 番地  
 " " 西外面 2063 番地  
 " " 福豊 30 番地 1

伊藤 正 男  
 村上 照 夫  
 山田 美 樹

就任理事

桑名市長島町上坂手 811 番地  
 " " 新所 285 番地  
 " " 中川 668 番地 1  
 " " 間々 211 番地  
 " " 東殿名 1218 番地  
 " " 西外面 53 番地  
 " " " 1191 番地  
 " " 又木 138 番地 1  
 " " 葎ヶ須 18 番地  
 " " 福豊 20 番地  
 " " " 875 番地  
 " " 白鷄 369 番地  
 " " " 389 番地  
 " " 松蔭 1038 番地

佐藤 卓 也  
 服部 義 和  
 諏訪 久  
 伊藤 邦 宏  
 伊藤 輝 男  
 金森 廣 巳  
 伊藤 利 治  
 田邊 均  
 阿部 庄 一  
 早川 孝 行  
 早川 了 三  
 伊藤 峯 男  
 岡村 春 男  
 太田 秀 壽

就任監事

桑名市長島町出口 312 番地  
 " " 西外面 1501 番地 2  
 " " 福豊 911 番地

伊藤 正 男  
 加藤 直 光  
 早川 清

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、青蓮寺用水土地改良区（伊賀市古山界外 691-2）の定款の変更を認可しました。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 4 月 25 日	三重郡川越町大字豊田一色字藤島 175	四日市市青葉町 780-4 中部住研株式会社

		代表取締役 坂倉 慎一
令和6年 4月26日	員弁郡東員町大字長深字大神丘 4231-3 ほか1筆	四日市市下之宮町 154-1 ベルウエル下之宮 A-102 渡邊 勇斗 四日市市下之宮町 154-1 ベルウエル下之宮 A-102 渡邊 実優

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年5月10日

三重県知事 一 見 勝 之

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
漁業調査船「あさま」浮棧橋製作業務
- (2) 業務の特質等  
業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から令和6年12月27日（金）までとします。
- (4) 業務履行場所  
仕様書に記載のとおり

### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
  - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
  - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
  - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - エ 漁業調査船「あさま」浮棧橋設計業務委託（令和5年度実施）の受託事業者及びその関連事業者でないこと。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年6月3日（月）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (4) 落札資格2(2)エに関する誓約書（添付書類）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島 3564-3  
三重県水産研究所総務調整課 担当 晝川、谷水  
電話 0599-53-0016 ファクシミリ 0599-53-1843
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
令和6年6月10日（月）17時までに調達システムにて通知します（書面の場合は発送します。）。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年6月24日（月）13時30分まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、浜島郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和6年6月24日（月）13時30分到着  
送付先  
〒517-0404 三重県志摩市浜島町浜島 2933  
宛 先 浜島郵便局留め  
受取人 三重県水産研究所総務調整課  
案件名 漁業調査船「あさま」浮棧橋製作業務入札書在中
  - (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和6年6月24日（月）14時  
場所 三重県志摩市浜島町浜島 3564-3  
三重県水産研究所総務調整課
  - (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てを

されている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature and Quantity of the Services to be Required:

Construction of floating pier for the research vessel "Asama"

#### (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:30 P.M. on Monday, June 24, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 1:30 P.M. on Monday, June 24, 2024.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Monday, June 24, 2024.

#### (4) Managing Authority:

General affairs and Coordination Division, Mie Prefecture Fisheries Research Institute  
3564-3 Hamajima, Hamajima-cho, Shima city, Mie 517-0404, Japan

TEL:0599-53-0016

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年5月10日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務名

ネットDE研修システム更新及び保守運用業務委託契約

## (2) 業務の特質等

業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 業務期間

契約締結日から令和11年9月30日（日）までとします。

## (4) 業務履行場所

三重県総合教育センター（三重県津市大谷町12番地）

データセンター（三重県津市内）

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要綱により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札参加者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を令和6年6月4日（火）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、競争入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 別表1及び別表1に掲げる物件が、仕様書に示された特質等を有することを示す機能証明書及び付随書類

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-0007 三重県津市大谷町 12 番地

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班 担当 谷口

電話 059-226-3513 ファクシミリ 059-226-3706

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年6月20日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 現地確認の期間

現地確認は、令和6年5月13日（月）から同月16日（木）までの9時から16時までの間で1事業者90分以内とします。

現地確認を希望される場合は、前日の12時までに(1)の担当部局へ事前に予約してください。

なお、データセンター（三重県津市内）については、現地確認はできません。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知

令和6年6月10日（月）12時までに通知します。

(7) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

競争入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年6月20日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年6月20日（木）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班

案件名 「ネットDE研修システム更新及び保守運用業務委託契約」入札書在中

(8) 開札の日時及び場所

日時 令和6年6月21日（金）10時

場所 三重県津市大谷町 12 番地

三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班（三重県総合教育センター内）

(9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札（見積）価格は、消費税及び地方消費税を含まない本業務の履行にかかる費用の合計額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Required:

Net De Training System.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, June 20, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, June 11, 2024 and 3:00 P.M. on Thursday, June 20, 2024.

(3) Date and Time of the bid opening:

The meeting for the open bid opening will begin promptly at 10:00 A.M. on Friday, June 21, 2024.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Educational Center

12 Ootani-cho, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

TEL:059-226-3513

---

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県

規則第 84 号) 第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称   | 令和 6 年度三重県立特別支援学校北勢きらら学園スクールバス運行業務      |
| 2 | 担 当 部 局   | 津市広明町 13 番地<br>三重県教育委員会事務局特別支援教育課       |
| 3 | 落札者決定日    | 令和 6 年 3 月 11 日                         |
| 4 | 落 札 者     | 三重県津市中央 1 番 1 号<br>三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明 |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 29,520,000 円<br>契約金額 32,472,000 円  |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札                                  |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 1 月 26 日                         |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号) 第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称   | 令和 6 年度三重県立特別支援学校西日野にじ学園スクールバス運行業務      |
| 2 | 担 当 部 局   | 津市広明町 13 番地<br>三重県教育委員会事務局特別支援教育課       |
| 3 | 落札者決定日    | 令和 6 年 3 月 11 日                         |
| 4 | 落 札 者     | 三重県津市中央 1 番 1 号<br>三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明 |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 34,020,000 円<br>契約金額 37,422,000 円  |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札                                  |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 1 月 26 日                         |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号) 第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 10 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 特定役務の名称   | 令和 6 年度三重県立杉の子特別支援学校スクールバス運行業務          |
| 2 | 担 当 部 局   | 津市広明町 13 番地<br>三重県教育委員会事務局特別支援教育課       |
| 3 | 落札者決定日    | 令和 6 年 3 月 11 日                         |
| 4 | 落 札 者     | 三重県津市中央 1 番 1 号<br>三重交通株式会社 取締役社長 田端 英明 |
| 5 | 落 札 金 額   | 入札価格 23,400,000 円<br>契約金額 25,740,000 円  |
| 6 | 決 定 手 続   | 一般競争入札                                  |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和 6 年 1 月 26 日                         |

## 正 誤

令和 6 年 3 月 29 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県県税条例の一部を改正する条例中  
ページ 行

16 上段 22 から 24 まで

誤



		地方税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第 号)
		正
		地方税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第四号)
ページ	行	
17	上段 7 及び 8	
		正
		地方税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第 号)
		正
		地方税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第四号)
ページ	行	
20	10 及び 11	
		正
		地方税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第 号)
		正
		地方税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第四号)
ページ	行	
20	26	
		正
		所得税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第 号)
		正
		所得税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第八号)
ページ	行	
20	29 及び 30	
		正
		所得税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第 号)
		正
		所得税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第八号)
ページ	行	
21	9	
		正
		地方税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第 号)
		正
		地方税法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第四号)

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>